

GHQの短歌雑誌検閲

中根 誠（歌誌「まひる野」編集委員）

- 1 事前検閲期 昭和 20.9～22.12 事後検閲期 昭和 22.12～24.10.31
- 2 検閲の手順（ゲラ刷2部提出―検閲・違反（削除等）通知―訂正・発行―発行誌提出―発行誌・ゲラ刷照合―違反通知（不許可等））

3 違反通知状・受取状の例

（1）第三検閲局（福岡）より「短歌長崎」宛の通知状（英文・昭和 21.8.1 付）（「短歌長崎」）復刊第二号―昭和 21・8・20 発行ゲラ刷に対して）

- 1 貴誌は事前検閲に通過しましたから印刷し、配布することを許可します。ただし、特定の削除がマークされています。これらの削除は公開前に行わなければなりません。完成本には検閲の兆候がないこと。
- 2 必要なすべての変更がマークされ、削除が行われた後に公開する権限が与えられます。検閲者の印のついたコピーを返します。
- 3 完成本の一部を当事務所に提出してください。
- 4 今後は発行毎に一部を事後検閲の為に提出してください。プレス・コード違反の場合のみ、その旨通知します。事後検閲の場合は提出と同時に配布してよろしい。
- 5 提出は郵送でよろしい。
- 6 プレス・コード（日本出版法）を同封します。

* アンダーライン―中根

* ゲラ刷の検閲＝事前検閲、完成本の検閲＝事後検閲

（2）同受取状（ペン書き・昭和 21.8.11 付）

昭和二十一年八月十一日 長崎県西坂町一六六番地

小山誉美

福岡市米占領軍

第三検閲局刊行課

主任代理 エイチ・ビー・クレイン様

「短歌雑誌」壹部校合の為御送付

拝啓 先般右短歌雑誌「短歌長崎」御検閲の為届書並に原稿御送付致しました処早速原稿の壹部削除の上御返送下さいまして有難う御座います。就きましては御削除の分とり捨ての上上製本一部校合の為差上げ申しますからよろしく御願ひ致します

（3）「短歌芸術」より第三区検閲局宛文書受取状（昭和 22.10.16 付）

(「短歌芸術」(昭和 22.6.1) の違反箇所通知書に対して)

昭和二十二年十月十六日

佐賀県三養基郡鳥栖町大字鳥栖六一五 北村龍夫

福岡第三地区検閲局雑誌係御中

拝啓 十月十三日附日本刊行物法規違反に関する非公

式覚書本日正に落手仕候 注意行届かざりし為め御

配慮を煩はし恐縮に存じました。今後十分心致します。

先は取り急ぎ受領御案内迄

以上

短歌芸術

* 事前検閲期→事後検閲期

(4) 「言霊」より第三区検閲局宛の文書受取状(昭和 23.9.12 付)

・ 国に寄せし心火おもへば今にしてなほかなしみの声の漏るるを 千日洋子

・ あかあかと秋晴れたれば国旗掲揚のポールが天に寂しかりけれ下郡峯生

「言霊」昭和 23.3・4 月合併号(4.1) の上記の 2 首は国粹主義の宣伝という

理由で「不許可(disapproved)」となり、検閲局から刊行物法規違反通知(非公式覚書)が

「言霊」に出された。次はその「言霊」編集・発行人岡本明のはがきによる受領書。

(表) 福岡市橋口町 第三地区検閲局 刊行課御中

岡本明 印

広島市牛田町五三二番地

言霊社

振替 大阪九九四壹番地

(裏) 九月九日御発送の

日本刊行物法規違反に関する非公式覚書

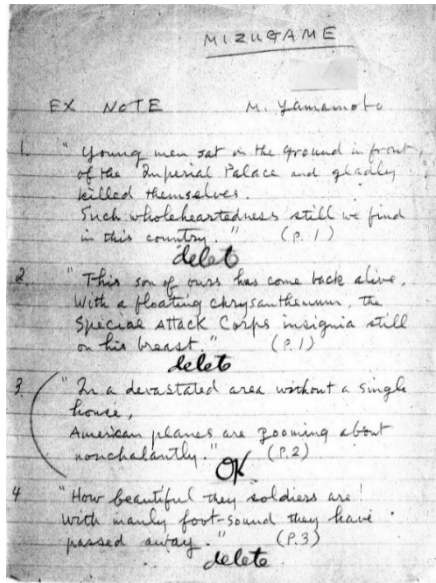
を九月十二日たしかに受領いたしました。

今後はかかる事のない様一層の注意をいた

します。

九月十二日

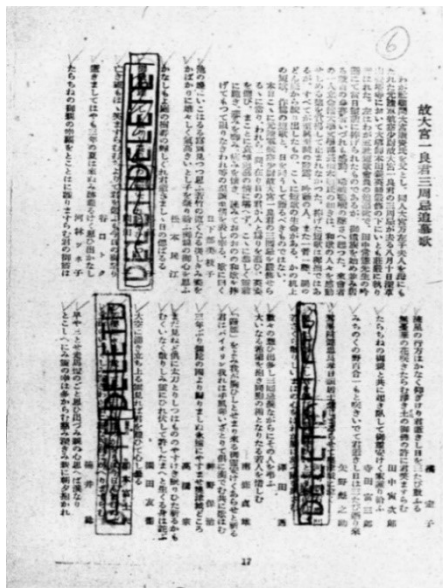
4 検閲者(examiner note) ノート、ゲラ検閲の例



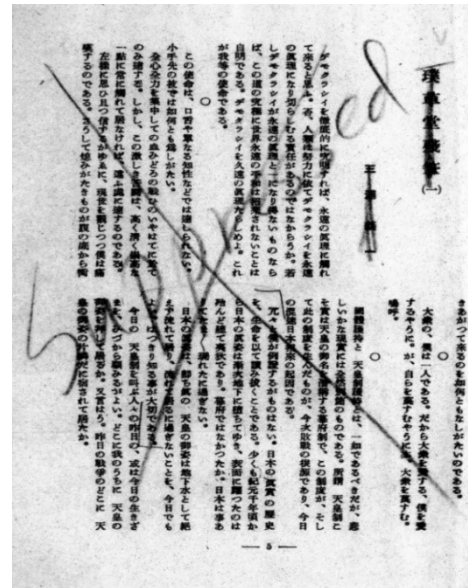
検閲者ノートの例「水甕」(昭21・1)



削除の例(「地上」昭22・4)



削除の例(「新月」昭22・10)



公表禁止の例(昭「不二」昭21・6)

5 「不二」(ライト)と「人民短歌」(レフト)の検閲

「不二」(7冊における主な違反判定(削除))

- ・国粋主義的(64首・7文)
- ・天皇の神格化・擁護(14首・1文)
- ・神道主義的(11首)
- ・右翼の宣伝(8首・2文)
- ・軍国主義的(2首)

「人民短歌」16冊における主な違反(削除・不許可)

- ・プロパガンダ(12首)
- ・共産主義の宣伝(5首)
- ・連合国軍司令部批判(3首)
- ・検閲への言及(1首)

・左翼の資本主義批判（2文）

* 上司によってOKに変更されたもの一連国軍批判（7首）、裁判批判（5首）、同盟国批判（3首）、軍国主義（1首）、不安の鼓舞（1首）、左翼の宣伝（1文）、米の配給制度批判（1首）、プロパガンダ（1首）の八項目二十か所（十九首一文）。

* 1、「不二」の違反数が多い。2、検閲者が違反と判断したものを上司検閲官がOKと判定した例はない。3、「人民短歌」では違反数が少ない。4、違反判断からOKに変更された例が多い。

6 違反（削除・不許可等）とされた作品と理由

国粹主義的

・ 亡き魂は天がけしつゝよろづ代に大和島根をまもりますらむ 山下國幸

神道主義的

・ 神風の伊勢の宮居の宮柱すがすがしく飲みし酒はや 黒田哲夫

右翼の宣伝

・ ためしなき世にもあるかな白菊によするたけ雄のおもひにつきじ 西村公晴

プロパガンダ

・ 青行隊員 太田遼一郎

しづかにピラを剥いでいる

一月三十一日深夜のある駅

検閲への言及 「検閲」→「発送」

・ 「…雑誌も用紙困難の中より犠牲を拂ひ且つ生活に忙殺されてゐる中より東奔西走印刷発行検閲の雑務に心身綿の如くにし続けてゐる次第…」 「短歌草原」（編集後記）

連合国軍総司令部批判

・ 東京民報終刊はたゞそれだけの出来事でなし祖国危うし 森川平八

マッカーサーに言及

・ マ元帥閣下 慎みて和歌たてまつる野に立ちて叫ぶわれ等が声を聞かせと 田中常憲
一部削除

・ (七十度^{ななそたび}かちしいくさを待みすぎ一) たびにして大きく敗る 川田順

原子爆弾への言及→占領軍の怒りを招く

・ わが前に頭巾とりたる^{ケロイド}醜形は春琴のごと生きるをとめか 門信雄

フラタナイゼーション→占領軍批判

・ 町角に進駐兵と語る女の顔の堪へがたき卑屈さ 前島弘

不許可→OK

・ GHQ政策批判が米国の与論の一部となりて年越す 紅林茂夫